

## 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会職員退職手当の支給等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員給与規程第21条に基づき、職員の退職手当の支給等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (退職手当の支給)

第2条 職員が退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に退職手当を支給する。ただし、本会就業規則第45条に規定する懲戒免職の処分により退職する者については支給しない。

2 退職手当の額、勤続期間の計算については、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款（昭和45年1月1日施行。以下「基金約款」という。）の定めるところによる。

### (遺族の範囲及び順位)

第3条 第2条第1項に規定する職員が死亡した場合において、退職金の支払いを受けることのできる遺族は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 前2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 退職金の支払いを受けることのできる遺族の順位は、前各号列記の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

### (起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

第4条 職員が刑事事件に関し、起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職手当を支給しない。ただし、禁固以上の刑に処されなかったときは、この限りではない。

### (掛金)

第5条 基金約款に定める掛金は、毎年予算に計上して支払うものとする。

### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

### (経過措置)

1 本会退職手当の支給等に関する規程にかかわらず、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入前の職員については、この規程の施行前において所属していた社会福祉法人松山町社会福祉協議会又は社会福祉法人有明町社会福祉協議会の当該規程を継続して適用するものとする。

2 この規程は、平成18年1月4日から施行する。